

(案)

雇児発 第 号
平成 26 年 月 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

子育て世帯臨時特例給付金の実施について

標記について、別添に定める「子育て世帯臨時特例給付金支給要領」により支給を行うこととしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

子育て世帯臨時特例給付金支給要領

第1 支給対象者

- 1 子育て世帯臨時特例給付金（以下「給付金」という。）は、平成 26 年 1 月分の児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）による児童手当（同法附則第 2 条第 1 項の給付を含む。以下「児童手当」という。）の支給を受ける者であって、その平成 25 年の所得が同法第 5 条第 1 項に規定する政令で定める額に満たないものに対して支給する。
- 2 1 に規定するほか、給付金は、次のいずれかに該当する児童（15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童をいう。以下同じ。）に係る平成 26 年 2 月分の児童手当の支給を受ける者であって、その平成 25 年の所得が児童手当法第 5 条第 1 項に規定する政令で定める額に満たないものに対して支給する。
 - ① 平成 26 年 1 月 1 日（以下「基準日」という。）に出生し、同日において住民基本台帳に記録されているもの
 - ② 基準日に国外から転入（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条第 1 項に規定する転入をいう。第 4 の 1 の（2）の表の①において同じ。）をしたことにより、同日において住民基本台帳に記録されているもの
- 3 1 及び 2 の規定にかかわらず、給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に 1 又は 2 に規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合及びこの 3 の規定により給付金を支給される者（同表の①及び③の右欄に掲げる者に限る。）に係る 1 又は 2 に規定する者の平成 25 年の所得が児童手当法第 5 条第 1 項に規定する政令で定める額以上である場合には、この限りでない。

<p>① 1 又は 2 に規定する者が死亡した場合（この 3 の規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
---	---

<p>② 第2の対象児童が児童手当法第3条第3項に規定する施設入所等児童であることを1又は2に規定する者に給付金を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した場合</p>	<p>左欄に掲げる施設入所等児童</p>
<p>③ 1又は2に規定する者からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしている当該者の配偶者（現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求（同法附則第2条第3項において準用する場合を含み、当該配偶者が監護し、かつ、生計を同じくする全ての対象児童が15歳に達する日以後の最初の2月28日を経過した日以後である場合にあっては、当該避難先の市町村において給付金の支給を受けるための当該認定の請求と同様の請求を含む。第4の1の（2）の表の⑥において同じ。）をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が1又は2に規定する者に対して給付金を支給する市町村に到達した場合（当該1又は2に規定する者に対して給付金を支給する市町村が当該認定の請求を受ける市町村と同一であるときは、当該認定の請求を受けた場合）</p>	<p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p>

第2 対象児童

第1の1に規定する者に支給される給付金の対象児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は当該者に支給される平成26年1月分の児童手当に係る児童、同2に規定する者に支給される給付金の対象児童は当該者に支給される同年2月分の児童手当に係る児童（同2の①又は②に掲げる児童に限る。）とする（同3の表の①から③までの右欄に掲げる者に支給される給付金の対象児童については、これを準用する。）。ただし、対象児童が次の①から⑦までに掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- ① 基準日から給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合
- ② 臨時福祉給付金の支給対象者である場合

- ③ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者（基準日に保護が停止されていた者及び平成 26 年 1 月 2 日から同年 3 月 31 日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）である場合
- ④ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付（以下この④において「支援給付」という。）の受給者（基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び平成 26 年 1 月 2 日から同年 3 月 31 日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。）である場合
- ⑤ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律第 82 号）第 15 条第 2 項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成 21 年厚生労働省令第 75 号）第 7 条第 3 項に規定する援護加算をいう。以下この⑤において同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び平成 26 年 1 月 2 日から同年 3 月 31 日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。）である場合
- ⑥ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第 19 条の規定による援護（以下この⑥において「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていた者及び平成 26 年 1 月 2 日から同年 3 月 31 日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）である場合
- ⑦ 給付金の支給が決定される日において、日本の国籍を有しない者であって、住民基本台帳法第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる者に該当しない場合

第 3 支給額

給付金の支給額は、第 2 の対象児童 1 人につき 1 万円とする。

第 4 支給方法等

1 申請及び支給の方法

- (1) 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、基準日において、当該申請者を住民基本台帳に記録している市町村に対して支給の申請を行う。
- (2) (1) の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者については、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村に対して支給の申請を行う。

申請者	市町村
-----	-----

<p>① 基準日以前に住民基本台帳法第 8 条の規定により住民票を削除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日（住民基本台帳法第 24 条に規定する転出の予定年月日をいう。）が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。この①の右欄において同じ。）をした者であって、転入をした年月日が基準日の翌日以後である転入届（同法第 22 条第 1 項の規定による届出をいう。）をしたもの</p>	<p>左欄に掲げる者から転出届を受けた市町村</p>
<p>② 基準日以前に住民基本台帳法第 8 条の規定により住民票を削除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、①の左欄に掲げる者以外のもの</p>	<p>左欄に掲げる者を基準日の翌日以後初めて住民基本台帳に記録した市町村</p>
<p>③ 第 1 の 3 の表の①の左欄に掲げる場合における同表の①の右欄に掲げる者</p>	<p>左欄に掲げる者に係る第 1 の 1 又は 2 に規定する者がこの 1 の規定により、支給の申請を行う場合における市町村</p>
<p>④ 第 1 の 3 の表の②の左欄に掲げる場合における同表の②の右欄に掲げる者</p>	<p>左欄に掲げる者が入所等している児童手当法第 3 条第 3 項各号に掲げる施設等の所在地の市町村</p>

<p>⑤ 配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしていることが認められている者であって、基準日において当該者を住民基本台帳に記録している市町村でない市町村から平成26年1月分の児童手当又は第1の2の①若しくは②に掲げる児童に係る同年2月分の児童手当の支給を受けている者</p>	<p>左欄に掲げる者に平成26年1月分の児童手当又は第1の2の①若しくは②に掲げる児童に係る同年2月分の児童手当を支給した市町村</p>
<p>⑥ 第1の3の表の③の左欄に掲げる場合における同表の③の右欄に掲げる者</p>	<p>左欄に掲げる者から対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求を受けた市町村</p>

- (3) (1)に規定する者及び(2)の表の①から⑥までに掲げる者から、支給の申請を受けた市町村は、審査の上支給を決定し、当該者に対して給付金を支給する。
- (4) (1)及び(2)の申請は、郵送により、又は窓口において行い、給付金を支給する市町村は、当該申請者が指定した口座への振込又は窓口における現金の交付により、給付金を支給する。なお、窓口における現金の交付による支給は、原則として、口座への振込による支給が困難である場合に限り行う。
- (5) 給付金の支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

2 申請受付開始日及び申請期限

- (1) 市町村は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始するものとし、具体的な申請受付開始日は、市町村において決定する。
- (2) 申請期限は、当該市町村における申請受付開始日から3か月とす

ることを基本とする。ただし、市町村の規模等によってこの期限で対応し難い場合には、申請受付開始日から3か月以上6か月以内を申請期限とすることができる。